平成２４年（フ）第５０１号
大阪府吹田市岸部北２丁目４番26号
債務者　居酒屋ともこと　松下　輝子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２号
大阪府寝屋川市大利元町27番11号
債務者　上瀬　　清
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３２号
大阪府枚方市東香里元町28番46号
債務者　大山　雅清
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０号
大阪市都島区内代町１丁目13番15号　隠岐マンション３号
債務者　乾　ルリ子（旧姓徳山）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５４号
大阪府枚方市須山町11番４号
債務者　細田さゆり
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６号
大阪市都島区都島本通１丁目２番２号　ＮＡＧビル603号
債務者　貴志　春雄
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７号
大阪市城東区中央１丁目６番21号
債務者　北出　浩一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０号
大阪府東大阪市立花町11番15号、前住所大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―201号
債務者　樽井　利佳
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８３号
大阪市浪速区恵美須西２丁目２番１―310号
債務者　妹尾　節道
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―２―813
債務者　高原泰祚こと　高　　泰祚
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
大阪府貝塚市海塚217番地
債務者　早野　満子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
大阪府貝塚市橋本975番地
債務者　山本　　治
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
大阪府和泉市伯太町１丁目13番７―505号
債務者　清水　愛子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
大阪府和泉市幸２丁目４番37―206号
債務者　前　　広美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
大阪府和泉市寺田町２丁目４番11号
債務者　宗像　　聡
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
大阪府和泉市いぶき野２丁目９番１号
債務者　藤井　良介
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
大阪府泉大津市池浦町５丁目10番16号サンモール205号、前住所大阪府泉大津市豊中町１丁目４番５―403号
債務者　藤浪　真美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
香川県木田郡三木町大字井上2135―４　ホワイトハイツ松井Ａ棟103号室、住民票上の住所香川県さぬき市長尾西593番地４
債務者　松原　和美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係